諮問庁:環境大臣

諮問日:平成28年3月18日(平成28年(行情)諮問第247号)

答申日:平成29年2月20日(平成28年度(行情)答申第736号)

事件名:特定個人に対して送付した「「環境省から委託を受けた事業者」のお

知らせについて」等の一部開示決定に関する件(文書の特定)

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書(以下「本件請求文書」という。)の開示請求に つき、別紙の2に掲げる文書(以下「本件対象文書」という。)を特定し、 一部開示した決定について、諮問庁が本件対象文書の外に本件請求文書に 該当する文書を保有していないため審査請求を棄却すべきとしていること は、結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年11月16日付け環東地福 庶発第1511162号により東北地方環境事務所長(以下「処分庁」と いう。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)を取り消し、更 なる文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び意見 書の記載によると、以下のとおりである。

(1)審査請求書

開示された文書に記載されている,前回8月の住民説明会でお渡しし た同意書の書類一式が開示されていない。

(2) 反論書

開示された文書に記載されている,前回8月の住民説明会でお渡しした同意書の書類一式を持って現地での説明に立ち会ってくださいと記載されていた。前回8月の住民説明会に審査請求人は出席しておらず,書類一式を渡されていない。同意書の書類を渡していないのは承知していることであり,文書に矛盾がある。

以上のことから、同意書の書類一式を開示すべきものと考える。

(3) 意見書

審査請求人から、平成28年4月19日付け(同日収受)で意見書及 び資料が当審査会宛て提出された(諮問庁の閲覧に供することは適当で ない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。)。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、原処分の取消しを求めているので、その主張について検討する。

審査請求人は、原処分に対して、「開示された文書に記載されている、前回8月の住民説明会でお渡しした同意書の書類一式が開示されていない。」と主張する。

審査庁が処分庁に確認したところ、処分庁の説明は次のとおりであった。本件開示請求については、請求する文書の名称等を踏まえ、開示対象となる文書を特定した上で、審査請求人に対して、平成25年2月4日付け特定事務所・特定地方公共団体担当より、特定行政区の世帯主・地権者の皆様へ(環境省から委託を受けた事業者)のお知らせについて送付した文書一式を開示したものである。

したがって、審査請求人による本件審査請求理由に記載されている「開示された文書に記載されている、前回8月の住民説明会でお渡しした同意書の書類一式が開示されていない。」とする同意書の書類一式については、請求する文書の名称等には何ら記載されておらず、開示請求対象として当該文書を特定することは不可能であることから、原処分の取消しを求める審査請求人の主張には理由がない。

2 結論

以上のとおり、審査請求人の主張について検討した結果、審査請求人の 主張には理由がないことから、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却 することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①平成28年3月18日 諮問の受理

②同日 諮問庁から理由説明書を収受

③同年4月19日 審査請求人から意見書及び資料を収受

④平成29年1月25日 審議

⑤同年2月8日 審議

⑥同月16日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、 本件対象文書を特定し、このうち「送付年月日の記録文書」を不開示とし つつ、その余の文書を開示する旨の決定(原処分)を行った。

これに対し、審査請求人は、別紙の3に掲げる③の文書に「前回8月の

住民説明会でお渡しした同意書の書類一式」との記載があり、これも本件 請求文書に該当するはずであるにもかかわらず、これが開示されていない 旨を主張して、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分を 妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

- 2 原処分の妥当性について
- (1)本件開示請求は、特定個人である審査請求人(開示請求者)を特定した上で、特定日付けで特定事務所が特定個人に対して送付した文書の開示を求めるものであり、その存否を答えることは、特定日付けで特定事務所が特定個人に対して特定の文書を送付した事実の有無(以下「本件存否情報」という。)を明らかにすることとなるものと認められる。
- (2) そして、本件存否情報は、特定個人に送付した特定の文書に関する情報であるから、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するものと認められる。
- (3) そこで、本件存否情報の法5条1号ただし書該当性に関し、当審査会 事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明 する。
 - ア 別紙の3に掲げる文書は、特定地方公共団体の特定行政区内の世帯主・地権者(以下「地権者等」という。)に広く送付したものである。 その送付に当たり、地権者等を確認する必要があったところ、地権 者等が誰であるかは、不動産登記記録により確認できる場合もあれ ば、固定資産課税台帳などで確認するほかない場合もあった。
 - イ 本件に関しては、審査請求人が特定行政区内の地権者等であることは、不動産登記記録等により公にされていなかったため、一般に公にされているものではない固定資産課税台帳により確認したものである。
- (4) 当審査会において、諮問庁から審査請求人の居住地であった土地に係る不動産登記記録の全部事項証明書の提出を受けて確認したところ、原処分の時点において、審査請求人の氏名が不動産登記記録に記載されていなかったことが認められる。
- (5)以上を踏まえ、以下、検討する。

諮問庁の上記(3)の説明については、その内容に不自然、不合理な 点はなく、上記(4)の不動産登記記録の確認結果とも整合する。

そして、固定資産課税台帳については、その閲覧は何人に対しても認められているものではなく(地方税法382条の2参照)、これに記載されている情報は、一般に公にされているものとは認められない。

そうすると、審査請求人が、別紙の3に掲げる文書の送付を受ける者 であることは公にされているとは認められず、その予定があるものとも 認められないことから、本件存否情報は、法 5 条 1 号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書口及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。

(6)以上によれば、本件開示請求については、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することになるため、本来、法8条の規定により開示請求を拒否して不開示とすべきであったものと認められる。

したがって、諮問庁が本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していないため審査請求を棄却すべきとしていることは、結論において妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは ない。

4 付言

- (1)本件開示請求は、審査請求人(開示請求者)に対して送付された文書 に関するものであるから、処分庁は、行政機関の保有する個人情報の保 護に関する法律に基づく開示請求をするよう教示すべきであったといえ る。今後、開示請求に係る事務手続において、適切な教示をするなど、 的確な対応が望まれる。
- (2) なお、別紙の1及び2のとおり、処分庁は、本件開示請求を受けて特定した文書名として、本件請求文書と同一の文書名を開示決定通知書に記載した上で、別紙の3に掲げる3文書を開示したものであるが、本来は、開示決定通知書には、特定した文書名としてそれら3文書の名称を記載すべきであったのであるから、今後、この点に留意して適切に対応することが望まれる。
- 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、一部開示した決定について、諮問庁が本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していないため審査請求を棄却すべきとしていることについては、本件請求文書に該当する文書の存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当し、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったと認められるので、結論において妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太,委員 常岡孝好,委員 中曽根玲子

別紙

1 本件請求文書

私に対して、平成25年2月4日付特定事務所・特定地方公共団体担当より、特定行政区の世帯主・地権者の皆様へ(環境省から委託を受けた事業者)のお知らせについて送付した文書一式及び送付年月日の記録文書

2 本件対象文書

私に対して、平成25年2月4日付特定事務所・特定地方公共団体担当より、特定行政区の世帯主・地権者の皆様へ(環境省から委託を受けた事業者)のお知らせについて送付した文書一式及び送付年月日の記録文書

3 開示に係る文書

- ① 平成25年2月4日付け「「環境省から委託を受けた事業者」のお知らせについて」
- ② 別添:環境省から委託を事業者について
- ③ 平成25年2月4日付け「お立会い・現地説明日程調整のご連絡」